

2010年12月に改正された障害者自立支援法で、障害児支援を強化するため施設体系の再編などが2012年4月から施行されるのに伴い、厚生労働省は10月31日、その実施基準案などを障害保健福祉関係主管課長会議で説明した。改正法では、障害児を対象にした施設・事業は児童福祉法に根拠規定を一本化。障害種別に分かれた体系も通所・入所の別で一元化される。円滑に移行できるよう現行の基準を基本とする案や、児童発達支援管理責任者を配置する案が示された。

現行の障害児の施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は自立支援法に基づき実施されているが、改正法では児童福祉法に根拠規定が一本化される。対象には発達障害も含まれ、手帳の有無は問わない。

施設体系は、障害種別に分かれていた体系を一元化。通所支援として「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」また、入所支援として「福祉型」、「医療型」に再編する。通所支援の実施主体が都道府県等から市町村へ移管されるのも改正点だ。

厚労省は同日の会議で、各施設が円滑に移行できるよう基本的な人員基準・設備基準の水準は変更しないこと、特定の障害に対する専門的な支援を引き続き提供できるよう人員配置する案を示した。また、個別支援計画に基づき支援していくため、障害児支援に共通する職種として、自立支援法のサービス管理責任者に相当する「児童発達支援管理責任者」を配置する。

新体系の児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型がある。現行の通所施設・事業は、医療の提供があるかないかによって児童発達支援か医療型児童発達支援のどちらかに移行する。

放課後等デイサービスは、放課後や夏休みなどの居場所づくりとして新設されるもの。現行の児童デイから移行できるよう人員基準などは同一に設定する予定だ。自立支援法の生活介護や就労継続支援などと一体的に行えるよう多機能型も認めるという。

保育所等訪問支援では、障害児支援の経験がある児童指導員などの支援員が保育所や幼稚園などを訪問し、障害児の直接支援をしたりスタッフの支援をしたりする。人員基準は「訪問支援に必要な数を確保すれば良い」とすることで取り組みやすくする方針だ。

一方、入所施設は、障害種別で分けるのをやめ、複数の障害に対応できるよう再編する。現行の施設は医療の提供の有無によって福祉型か医療型のどちらかに移行することになる。

ただ、各施設の福祉部分の基本的な人員基準などについてはバラツキがある。これまで通り主な対象障害を中心に受け入れられるよう障害別に設定されている現行の基準を踏襲し、他の障害を受け入れた場合にはその障害に該当する基準を適用して算定する案が示された。

なお、18歳以上の入所者については2012年4月からは大人の障害者と同様、自立支援法の障害福祉サービスで対応することになる。

施設は「障害児施設として維持」、「障害者施設への転換」、「障害児施設と障害者施設の併設」のどれかを選択することになるが、施行後ただちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことができなくても事業者指定を取れる経過措置が講じられる。5年間の予定だったが、事業者指定の有効期間（6年間）を考慮し2018年3月末までを期限とする方向だ。

（福祉新聞・2551号 2011年11月14日）